



社保審一介護給付費分科会	
第98回(H26.1.15)	資料1-2

厚生労働省発老0115第1号  
平成26年1月15日

社会保障審議会  
会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣  
田村 憲久

諮 問 書

(消費税率8%への引上げに対応するための平成26年度介護報酬改定について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第5項、第42条の2第3項、第46条第3項、第48条第3項(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第4項において準用する場合を含む。)、第53条第3項、第54条の2第3項及び第58条第3項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第3項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。